



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字高台134-1
☎ 0135-67-7081
FAX 0135-67-7106
メールアドレス
gikai@town.iwanai.lg.jp



出漁を待つイカ釣り漁船

2020. 8
No.1 49

第2回定例会報告	P 2～3
一般質問	P 4～9
議会日誌	P 10

第2回 定例会 報告

令和2年度各会計補正予算等を審議する第2回定例会は、6月15日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会しました。

6月22日に再開し、4名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、6月25日閉会しました。

審議した案件

令和2年度各会計補正予算9件は原案可決、報告1件は承認議決、条例設定・改正9件及びその他2件は原案可決、人事1件は同意議決・1件は適任議決、選挙1件は当選となりました。

《予算》

○令和2年度一般会計補正予算

飲食サービス事業者等感染防止対策事業費補助金2千2百万円及び情報通信ネットワーク環境施設整備工事費3千6百96万円などを追加補正しました。

○令和2年度介護保険特別会計補正予算

デイサービスセンターの備品購入費約59万円及び消耗品費約19万円を追加補正しました。

○令和2年度水道事業会計補正予算

職員給料約11万円などを減額補正しました。

○令和2年度下水道事業会計補正予算
職員給料約11万円などを減額補正しました。

○令和2年度一般会計補正予算

観光魅力発信事業給付金712万円の追加及び職員給料約437万円の減額などについて補正しました。

○令和2年度国民健康保険特別会計補正予算
職員給料約11万円を減額補正しました。

○令和2年度介護保険特別会計補正予算

保険事業勘定の職員給料約10万円及びサービス事業勘定の職員給料約15万円を減額補正しました。

○令和2年度水道事業会計補正予算

職員給料約27万円を減額補正しました。

○令和2年度下水道事業会計補正予算

職員給料約7万円を減額補正しました。

《報告》

○専決処分した事件の承認について

ICT環境整備事業の実施に伴い、令和2年度一般会計補正予算の専決処分について、承認しました。

《条例設定・改正》

○岩内町議会の議決すべき事件を定める条例設定
本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めることを岩内町議会の議決すべき事件とするため、地方自治法第96条第2項の規定により、条例を設定しました。

○岩内町監査委員条例の一部を改正する条例設定
地方自治法の一部改正及び監査基準の制定等に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町費特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定
岩内町費特別職員の給料の支給額について、改正しました。

○岩内町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例設定
岩内町教育委員会教育長の給料の支給額について、改正しました。

○岩内町費職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定
岩内町費職員の給料の支給額について、改正しました。

○岩内町税条例の一部を改正する条例設定
地方税法等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症による影響の緩和を図るため、固定資産税の特例措置の軽減税率、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置の

農業委員会委員候補者
人権擁護委員候補者
選挙管理委員会補充員
〈9名〉
〈1名〉
〈4名〉
〈4名〉

決まる!!

適用期間等について、所要の改正をしました。

○岩内町上下水道料金等審議会条例の一部を改正する条例設定

岩内町部設置条例の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町費職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定

岩内町費職員のうち、管理監督職員を除く者の給料の支給額について、改正しました。

○岩内町議会委員会条例の一部を改正する条例設定

岩内町部設置条例等の一部改正に伴い、岩内町議会常任委員会会所管について、所要の改正をしました。

《その他》

○財産の取得について

除雪建設機械（ロータリ除雪車）を取得しました。

○訴えの提起について

町営住宅使用料の滞納整理を図るため、町営住宅の明渡し及び滞納住宅使用料の支払請求に関する訴えを提起しました。

《人事》

○農業委員会委員の任命同意

金沢志津夫氏、本間憲雄氏、長谷川良三

氏、志賀浦久氏、北井眞弓氏、長谷川剛氏、櫻井利通氏、若林善廣氏、品田 悟氏の9名の任命に同意しました。

○人権擁護委員候補者の推せん

小林 功氏を推せました。

《選挙》

○選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

委員に久市 誠氏、高西敏子氏、福嶋裕美子氏、高井弘寿氏の4名が当選されました。

補充員に表 良次氏、伊藤伸二氏、笠井亜希子氏、三浦宣彦氏の4名が当選されました。

審議した意見書・陳情

意見案2件は原案可決、陳情1件はみなし採択となりました。

○地方財政の充実・強化を求める意見書

○地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情

○林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

意見書は、関係機関に送付しました。意見書の内容は、10ページをご覧ください。

議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、当日の朝の防災行政無線でお知らせします。

手続きは、「傍聴人受付票」に名前・住所・年齢などを記入し、受付箱に投函するだけです。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用、手指の消毒をお願いします。

一般質問

6月22・23日 4名の議員による一般質問が行われました。
紙面の都合上、再質問・再々質問を含め要約・省略をしています。

奈良初枝議員（公明党）

災害時の感染症対策

について



■質問■

北海道においては、5月29日に新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針が示され、長期戦の様相を呈しており、必要な対策を適時適切に講ずることができるよう万全の備えを用意しておくことも重要である。避難所では、「3密」が懸念されるほか、間仕切りの設置、収容人数減少への対応、体温測定、感染症を懸念した車中泊者の対応、それら対応のための備蓄品の整備など、夏場以降の台風の影響も考慮すると、早急な対応が必要である。

1. 感染症対策の災害備蓄品の想定とその整備予定は。

2. 感染症対策を踏まえた避難所の運営方法は。

3. 持参すべき非常時持ち出し品など、感染症対策を想定した周知は。

■町長■

1. 本年5月改正の北海道版避難所マニュアルにおいて、新たに使い捨てマスクや手指用消毒液、体温計、間仕切り、段ボールベッド、石けんやウェットティッシュ、使い捨て手袋などの品目が見え、そのうち使い捨てマスク9千枚、手指用ポンプ式消毒液1リットル入り8本、消毒液20リットル入り7缶、非接触型体温計6個は備蓄が完了。今定例会に上程している補正予算の中で、

間仕切りや段ボールベッド等の購入費用を計上しており、その他については、順次整備する予定としている。

2. 「3密」を可能な限り防ぐこととされているため、間仕切りや段ボールベッドを活用し、人との間隔をできるだけ2メートル、最低でも1メートル空ける。また、マスクの着用・手指等の消毒、手洗い等の衛生対応の徹底や十分な換気の実施など、避難所における感染症対策の強化を図っていく。加えて、受付段階での体温チェックや、エコノミー症候群が危惧される車中泊の避難者も含め、定期的な確認を行うとともに感染症対策が確実に講じられるよう、

う、避難所で従事する職員への指導等を徹底していく。

3. 北海道版避難所マニュアルで、持参することが望ましいものとして、マスク、マスクがない場合はハンカチなど、体温計、アルコール消毒液、消毒液がない場合は

ウェットティッシュなどとされている。住民への周知は、夏以降、大雨による降雨災害も想定されるため、広報紙の特集やホームページ、防災行政無線を活用した情報発信に加え、町内会・自治会とも連携し、適宜、行うよう努める。

空き家等対策促進に空き家等解体補助金制度の導入を

■質問■

近年、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものもあり、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図りあわせて空き家等の活用を促進し、町民に広く周知することを目的として「岩内町空き家等対策計画」を策定した。所有者は活用、売却、相続、税金、解体等様々な問題を

■町長■

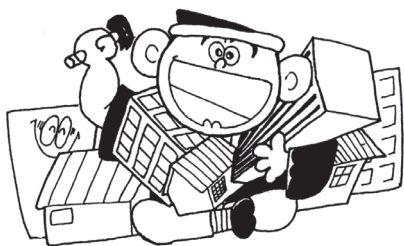
抱えている。定住促進と空き地バンクの促進をさらに進めるために、解体補助制度の導入を考えると見えてくる。町長は「町の空き家対策は「空き家の建物に対する対策」を基本とし、周囲に悪影響を及ぼす可能性が高い危険な空き家等の所有者等に適正管理など指導している。

所有者が亡くなり遠方の親族が管理している場合は「解体したい」との

意向が多いが、費用が多額なことが障壁となり対策が進んでいない。

「解体を含めた管理責任はあくまで所有者等が担う」との大前提から、件数減への後押しとして「解体費用の一部補助」を導入し解体促進を図る自治体が多くなっている。

空き家の解体が、悪影響の解消に加え、住宅新築や空き地バンク登録など土地活用へ繋がる有用性からその効果は認識しており、事業の公平性や優先度、財源確保など検討を進める中で方向性を示したい。



大田 勤 議員（日本共産党）

北電、自ら定め、事業者自らが行う 泊発電所の使用前事業者検査への変更では原発の安全は守れない



いた効果的な検査になると言われており、北電としてもしっかりと対応し、自律的な安全性向上を追求することで、更なる泊発電所の安全性が確保されると受け止めている。

8. 原子力発電所は、安全性確保が最も優先されるべきであり、泊発電所で不適切な事象が頻発していることは、誠に遺憾。北電に対し事態を重く受け止め、再発防止対策の徹底に努め、運営や安全対策に万全を期すよう、引き続き、強く求めていく。

■質問

1. 北電は、保安規定変更認可はどのような時・状況から申請するのか。

2. 本年5月の保安規定変更でどう変わるのか。

3. 原子炉等の検査を事業者任せにするのは、事故防止のための国の責任放棄に繋がるのでは。

4. 原発の再稼働に前のめりな北電に検査の責任を持たせるなど許されない。所見は。

5. 保安規定違反の処分は何種類あり、「監視」の内容は。

6. 安全協定第11条第1項各号に定める事項以外の事項で、北電の各区分の通報件数は。

7. 北電自らが遵守すべき事項を自ら定めるから管理能力に欠ける事象が発生するのでは。

8. 発電所敷地内の活断層を否定できず、安全対策も進まず、自ら決めた保安規定も守れないのに早期再稼働など論外。所見は。

■町長

1. 原子炉の運転期間及び原子炉施設の管理に関することを変更する場合に申請が必要。

2. 新検査制度では、

5. 令和元年度までの判定区分は、違反1、違反2、違反3、監視の4区分であり、監視では、規制庁の管理官が、保安規定の遵守状況を規制委に報告し、事業者の改善措置の状況を監視する。

6. 区分Ⅰが14件。区分Ⅱが53件。区分Ⅲが1

7. 事業者自らの気付きと規制機関の気付きの双方が、改善活動の契機となり、更なる安全性向上が期待されるとして、国は運用を変更した。検査を事業者任せにし、国の責任放棄に繋がるとの認識はない。

4. 7. 原子力規制検査は、リスクが高まる部分や安全上重要な部分に注力されるメリハリの付

2. 「医療従事者感染防止対策事業」で岩内古宇郡医師会、後志歯科医師会岩内分区分会、岩内協

4. 厚労省は歯科医療

これで守れるのか 医療 従事者感染予防対策事業

1. 新型コロナウイルス感染症に関する医療、介護などへの緊急対策は。

2. 各医師会、協会病院の構成人数、各医療従事者数は。

3. 各医師会、協会病院の構成人数、各医療従事者数は。

機関に緊急性のない治療の延期を通知。歯科医院の受診抑制状況は。

5. 歯科医院の消毒薬、マスクの現状は。感染防止対策事業での対策は。

6. 8020運動は健康と医療費や介護費用削減の大切な事業。受診が必要な患者に啓発が必要では。

7. 国の通知に伴う減収赤字発生防止の補填等が必要。対応は。

■町長■

1. 7千8百枚のマスクや消毒液、フェイスシールドを、4月下旬から町内の医療機関、歯科医院、高齢者や児童等の福祉施設などに優先的かつ重点的に配布した。

また、業務用で契約している上下水道料金についても、5月・6月分を免除している。

2. 医療従事者が使用するゴーグルや医療用マ

スク、フェイスシールド、手袋などの購入に要する経費に対し、一申請者当たり50万円を上限として三者に補助金を交付する。

3. 岩宇医師会が、岩内協会病院を含め14機関、後志歯科医師会が15機関。

岩宇医師会傘下の町内の医療従事者数は85人、後志歯科医師会傘下の町内の歯科医療従事者数が27人。岩内協会病院の医療従事者数は、外部委託の警備員等を除き、6月1日現在で179人。

4. 厚生労働省が発出した院内感染対策では、歯科医師の判断により治療を応急処置に留めることや、緊急性がないと考えられる治療の延期も考慮するよう求めているが、その対応は歯科医師の判断を前提としていることから、町が受診を啓発するものではない。

5. マスクや手袋などは一定数を確保できてい

るが、口腔用消毒エタノールについては、非常に厳しい状況にあると聞いている。

また、感染防止対策事業は、唾液等の体液の接触や、歯の切削等によるウイルスの飛散などの可能性があるため、患者の発熱や咳など呼吸器症状の確認、診療室の定期的な換気や手指消毒の徹底、眼・鼻・口を覆う防護具の装着が重要であることから、町としても医療従事者に対し、感染予防の整備対策を講じるものの。

6. 後期高齢者の口腔衛生の向上を図るため、後志歯科医師会と契約をし、予防に向けた歯科健診を実施しており、引き続き、この事業に関する広報・周知を行う。

7. 歯科医院の減収補填については、国や道府県レベルの対応が求められるものと考える。

「飼養衛生管理基準」の改定は酪農農民に大きな不安と負担増に

■質問■

1. 基準改定は、バドックでの飼育禁止や畜舎整備を義務付けに。なぜ今か。

2. 放牧中止規定は4基準全てか。

3. 酪農家への影響と対策は検討されていたのか。

4. 家畜伝染病拡大と放牧の因果関係に科学的な証明は。

5. パブコメの意見を踏まえ「放牧中止」規定を削除。「畜舎の設置」も「避難用の簡易な設備」に変更された。町はパブコメに意見を寄せたのか。

6. 基準改定が改定案どおりの場合、町営草地管理事業の対応は。

に関する科学的な証明等の情報はない。

5. 意見は提出していない。

6. 仮では、伝染性疾病が発生した場合には、町営草地を閉鎖し、放牧牛を酪農家に戻すことになった。

7. 放牧効果の受け止めや町営草地効果は。

8. 草地利用延べ頭数年間700頭の効果や評価は。

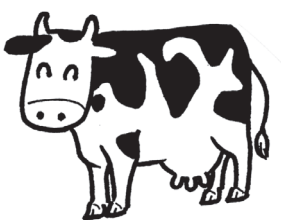
9. 基準改定は許されない。酪農民の意見を国や道に伝えるべきでは。

1. 豚コレラ発生以降、感染終息が見られないため、国は「飼養衛生管理基準（豚、いのしし）」等を改正した。

2. 放牧中止の規制は削除される。

3. 具体的な対策はしていないが、仮では、畜産関係施設等の整備費用の負担が生じる可能性があった。

4. 放牧との因果関係



コロナ対策で新しい生活様式が求められる

学校運営では小中一貫義務教育学校は危険

■質問

1. 総理の臨時休業要請を受け検討と対応は。

2. 臨時休業要請は、越権行為では。

3. 休業を受け入れた根拠は。

4. 学校ICT環境整備事業の内容は。

5. オンラインでの家庭学習を前提にした教育課程の編成は、子ども達の切り捨てにつながるのでは。

6. 感染症対策で安全環境を整える対策は。

7. 保健室対応マニュアルの作成や発熱等感染児隔離場所の確保は。

8. 家計収入急減家庭に対し就学援助等の柔軟な対応や援助は。

9. 不足分の時数回復は教育過程の自主的編成が必要では。

10. 求められているのは、災害発生時コロナ感染から地域住民を守り避難場所となる4小中学校の存続とクラスターを防ぐ小人数学級実現。義務教育学校の推進ではない。所見を。

■教育長

1. 3. 感染状況から関係機関の提言や意見を参考に協議検討を行い、臨時休業とした。

2. 強制力はないため、越権行為ではないと考える。

4. タブレット型端末購入や配線工事を行い、臨時休業となった場合に在宅学習にも活用する。

5. 教育課程の編成は学校での授業が主体であ

るため、切り捨てにはつながらないと考える。

6. 7. 文科省から示されたマニュアルに沿って対応。作成中の独自の対応マニュアルに保健室での対応も盛り込んでい

る。感染が疑われる児童生徒は、他の児童生徒等と接触しないよう配慮しリスクの低減に努める。

8. 収入急減家庭への年度途中での援助は実施していないが、近隣町村

も参考に検討する。

人数学級の推進は関連がないものと考え。施設一体型義務教育学校は、充実した教育活動や生活指導を最大限に展開できる学校施設形態として推進しており、感染症対策なども検討する。

池田 光 行 議員（志政クラブ）

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策について



■質問

1. 新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策で、町が実施している7種類の事業と、町が窓口の「特別定額給付金」事業の実施状況は。

2. 町では感染者が発生していないが、社会活動、経済活動が戻って行くなかで患者が発生することが想定される。国や道では、「帰国者・接触者相談センター」などへの相談を推奨している

が、未だに病院を直接受診するなど、誤った理解の方が少なからずいる。医療機関への過度な負担と不要な混乱を避けるためにも分かりやすい対応方法を再度周知し町民の安心に配慮するべきと思うが見解は。

■町長

1. 6月19日現在、緊急経営支援補助金は申請25件、交付決定134万3千円。飲食サービス事業者等家賃補助事業

は申請56件、交付決定437万4千円。事業者応援定額給付金事業は申請164件、交付決定1千400万円。地域応援クーポン事業は、全世帯へ発送を完了し172の参加店で利用可能。温泉使用料減免事業は事務手続が完了。上下水道料金免除事業は、5月分町内東地区で、免除決定241件、決定額は水道料金342万9千円、メーター使用料19万円、下水道使用料115万2

2. 岩内保健所などにおける相談窓口について、広報の折り込みチラシのほか、ホームページや防災行政無線などを活用し周知に努めているが、さらなる感染症の拡大に備え、岩内古宇郡医師会や岩内協会病院の意見も参考に保健所とも連携し、国や北海道からの情報をわかりやすく、的確に町民の皆様へ提供できよう周知活動を強化する。

ペット飼育のマナーについて

■質問■

国内で14年ぶりに狂犬病の患者が確認され、発症すればほぼ100%の致死率で、海外では毎年約5万人の死者を出している。

■町長■

1. 犬の登録件数は、令和元年度末で486件、そのうち狂犬病予防注射を受けている件数は286件。

1. 予防法では犬の登録と予防注射が義務付けられている。その状況は。

2. 動物愛護管理推進計画の策定予定はないが、ペットの飼育マナー等の遵守が大きな課題と認識している。

2. ペットとの豊かな生活を送るための基本理念である「人と動物が共生する社会の実現」に向け、動物愛護管理の基本的な計画を策定・周知すべきと思うが考えは。

このため、広報や防災無線などの啓発のほか、ホームページで犬や猫の飼い方やマナーなどのコーナーを常設している。

また、狂犬病予防注射事業の時期に、飼い主に啓発用チラシを送付しており、今後も、効果的な周知方法を模索し、啓発活動に努める。

3. 町営住宅での小動物の飼育は許可されていないが、犬や猫のペットを飼育している住民がいる。この様な住民にどのような対応をしていたのか。また、民間ではペットの飼育可能な賃貸住宅もあるが、町営住宅も可能な住居の確保等、考えは。

3. 法及び条例で「公営住宅を正常な状態に維持しなければならない」「周辺環境を乱す行為や他に著しく迷惑を及ぼす行為をしてはならない」

とあることから、犬や猫などのペット飼育は禁止として入居時の説明に加え入居請書にも明記し、苦情の際は担当職員による注意・指導のほか収入

申告時にも確認するなど、継続的に注意・指導を行っている。

ペット飼育可能な住戸については、現状では全住棟で入居者がおり公募

や住替に係る入退去があるため、新規の住戸確保は困難で対応できない。

今後も「ペット飼育は禁止」を一律のルールとして注意・指導を粘り強

佐藤 英 行 議員（市民自治を考える会）

生きる権利・育つ権利・

守られる権利・参加する権利を

「子どもの権利条例」策定による実現を



■質問■

89年11月に国連総会において「児童の権利に関する条約」を採択、日本

は、94年4月に批准。条約は、

・生きる権利―すべての子供の命が守られる権利
・育つ権利―教育や医療、生活への支援などを受け

る権利
・守られる権利―暴力や搾取、有害な労働などから守られる権利
・参加する権利―意見を表現しそれが尊重される権利、自由に団体を作る権利という包括的な権利

は、

この条約を基にした「子どもの権利条例」を制定している自治体があり、まちづくりの一環として自治体もある。

1. 「子どもの権利」について見解は。

2. 子どもの最善の利益の実現を目的に大人が果たす役割を明確にする「岩内町子どもの権利条例」の制定を。

■町長■

1. 子どもの権利については、条約において、重要な位置づけがなされている。

子どもの権利の実現には、地域の状況に即した「子どもを取り巻く環境」の整備が必要であるため、町では子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育事業の充実や児童虐待防止対策、地域子育て支援センターを併設した基幹的保育所の整備などに取り組んでいる。

こうした施策を推進するため「子ども未来課」

2. 子どもの最善の利益を実現するには、各種の子育て支援策を確実に実施することを優先すべきであり、現時点では条例を制定する考えには至っていない。

■再質問■

「計画」には法的拘束力がない。法的拘束力を持った「条例」制定で子どもの権利の強化を。

■町長■

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき策定が義務付けられたものである。

く継続する一方、全国的なペット飼育のニーズも認識しており、先進的事例など情報収集にも努める。

を新設し、一貫した教育方針・教育環境を整え、子どもの健やかな成長を育みたいと考えている。

泊原子力発電所における

新型コロナウイルス感染対策は

■質問

1. 北海道電力泊原子力発電所は、1・2号機は2011年、3号機は2012年5月から定期検査中だが、現在行っている検査事項、および検査作業は。

2. 北海道の新型コロナウイルス感染者状況は石狩管内が北海道全体の75・7%。泊原発従業員は、地元4町村以外883人で、週末に石狩管内特に札幌市に戻る人の比率が高いことが予想される。緊急事態宣言時からの新型コロナウイルス感染対策は。

3. 泊原発内の中央制御室など重要な施設部署は何か。従事する職員は何人体制で何交代勤務体制なのか。

4. 3密状態での新型コロナウイルス感染対策はどのように行っている

のか。

5. 新型コロナウイルス感染が起きないように不要不急の工事を中止するよう北電に要請するべきでは。

■町長

1. 長期停止中であり、多くの機器を保管状態としているが、非常用ディーゼル発電機や海水系機器などの保守点検を実施していると聞いている。

2. 通常の安全対策に加え、感染予防対策のガイドラインを策定し、日常的な取り組みのほか、不要不急の外出自粛の徹底、協力会社における体調管理の徹底などに取り組んでいるとのこと。

3. 4. 中央制御室の運転員は、約90名が発電室に所属し、1・2号機、3号機、それぞれ5班体

制で3交代勤務とのこと。

感染防止対策としては、運転員以外の社員との接触を必要時以外避け、建物内の別エリアでの食事や専用バスでの通勤、在宅勤務による中央制御室内の滞在人数抑制などに取り組んでいるとのこと。

5. 北電では、新しい生活様式の実践に向けた「安心宣言」を策定し、「7つの習慣化」に取り組んでおり、町としては、こうした感染拡大防止対策や独自ガイドラインの遵守により、泊発電所の安定的な運営に努めるよう要請していく。

いずれにしても、北電には、様々なリスクを想定し、安全性向上に不断に取り組むとともに、安全対策や審査状況などの地域住民への迅速かつ丁寧な情報提供と、より一層の安全・安心の確保が図られる万全の対策を引き続き強く求めている。

泊原子力発電所が取り返しが

つかない事故を起こす前に

■質問

1. 気体廃棄物のトリチウムを監視結果報告書に記載するようになった理由は。いつからか。保安規定に定める値がないのはなぜか。

2. 液体廃棄物としてのトリチウムの保安規定に定める値が変わった時期とその理由。またその値は。

3. 北電は単なるミスとは言えないことを連続して起こしている。取り返しがつかない事故を起こす前に北電に廃炉の決断を求めるべきではないか。

■町長

1. 気体廃棄物のトリチウムは、平成8年度に報告様式の見直しが行われ、平成9年度第1四半期から監視結果報告書に記載されている。なお、町としては、昭和63年第

3四半期から報告を受けている。

気体廃棄物のトリチウムは、国の評価指針において、ベータ線による実効線量は、ガンマ線に比べて小さいため、線量評価の対象としなくても指針の目的を十分達成することから、放出管理基準値を定めていないと聞いている。

2. これまで3回あり、1回目は、平成元年3月。キュリーからベクレルへの単位変更により、年間1,000キュリーから、年間3・7×10の13乗ベクレルに換算。

2回目は、平成2年6月。2号機の増設により、年間3・7×10の13乗ベクレルから、年間7・4×10の13乗ベクレルに値が変更。

3回目は、平成21年1月。3号機の増設により、年間7・4×10の13乗ベクレルから、年間1・2

×10の14乗ベクレルに値が変更。

3. 泊発電所の廃炉については、エネルギー政策上の必要性などを踏まえながら、国及び電力事業者において適切に判断すべきと考える。

■再質問

泊原発が増設のたびにトリチウムの放出管理目標値が、2倍、3・24倍と増えていることに対する見解は。

■町長

液体廃棄物のトリチウムは、発電用原子炉の線量目標値に関する指針等で定められる数値を十分下回るように、国の認可を受け、保安規定で放出管理基準値を定めているとともに、「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全協議会」等、第三者の客観的な確認を受け、適切に放射性物質の放出管理がされていると認識している。

議 会 日 誌

5月14日	各派代表者会議	6月11日	総務委員会
18日	社会文教委員会	12日	議会運営委員会
20日	建設産業委員会	15日	第2回定例会招集
21日	総務委員会		各派代表者会議
22日	議会運営委員会	22日～25日	第2回定例会再開
26日	第2回臨時会		
	各派代表者会議	7月 8日	社会文教委員会
6月 8日	原子力発電所問題	9日	建設産業委員会
	特別委員会	26日	パークゴルフ場
9日	社会文教委員会		36ホール供用開始
10日	建設産業委員会		を記念したオープニ
			ングセレモニー

地方財政の充実・強化を求める意見書

いま地方自治体には、医療・介護などの社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多様な複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実には公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害やその他の防災・減災対策の実施、また新たな発生している感染症対策など緊急な対応を要する課題にも直面しています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」で、2021年度の地方財政計画まで、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしています。実際に2020年度地方財政計画の一般財源総額は63兆4,318億円、前年比+1.0%と、過去最高の水準となりました。しかし、人口減少・超高齢化にともなう社会保障費増大をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

記

このため、2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

1. 社会保障、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これらに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ、子育て、地域困難者の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
3. 会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善にむけて、本来の法の主旨に基づく所要額の調査を行い、確実にその財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和2年6月25日

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

岩内町議会議長 永井 明

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給などの多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、植えて育てて伐つて使つて、また植えるといった森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであり、本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところであり、

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2. 間伐、植林、苗木生産等を着実に進めるため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3. 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和2年6月25日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
環境大臣
復興大臣

岩内町議会議長 永井 明

編集後記

「議会だより149号」をお届けいたします。第2回定例会での一般質問を中心に編集しました。ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部しかお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

（議会運営委員会）